

## ◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和七年一二月二四日法律第九〇号)

### 一、提案理由 (令和七年一二月一〇日・衆議院内閣委員会)

○松本 (尚) 国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

…………… (略) ……………

続きまして、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

これは、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を説明申し上げます。

特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。また、一般職の職員の例により、特別職の職員に支給される手当に、本府省業務調整手当を新設することとしております。なお、国会議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合の給与については、当分の間、支給しないこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (令和七年一二月一日)

○山下貴司君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与を引き上げる等の措置を講ずるものであります。その上で、国会議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、当分の間、支給しないこととしております。

両案は、去る十二月八日本委員会に付託され、十日松本国務大臣から趣旨の説明を聴取し、本日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告 (令和七年一二月一六日)

○北村経夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の給与

改定に伴い、特別職の給与の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、一般職の給与改定の在り方と人材確保策、閣僚等の給与の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、参政党の大津委員より、特別職の改正案に対し、議員が閣僚等を兼ねる場合の給与を引き続き支給する旨の修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うことから、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取しましたところ、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より一般職の改正案に賛成、特別職の改正案の原案及び修正案に反対、れいわ新選組の伊勢崎委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

…………… (略) ……………

次に、特別職の改正案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。